

鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 概要

(1) 鳥獣保護区

東京都では、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区に指定している。

令和 6 年 5 月現在、39 箇所 48,635 ヘクタールの鳥獣保護区を指定している。

なお、鳥獣保護区では狩猟が禁止されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日付法律第 88 号）」第 28 条

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

東京都では、鳥獣保護区の区域において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、特に必要があると認められる地域を特別保護地区に指定している。

令和 6 年 5 月現在、8 箇所 2, 887 ヘクタールの特別保護地区を指定している。

なお、特別保護地区では、狩猟の禁止に加え、一定の開発行為も規制されている。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 7 月 12 日付法律第 88 号）」第 29 条

<要許可行為>

- ・建築物その他工作物の新改増築
- ・水面の埋め立て又は干拓
- ・木竹の伐採 など

2 自然環境保全審議会との関係

(1) 鳥獣保護区

新規指定及び区域の拡張する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

新規指定、区域の拡張及び存続期間を延長する時は、自然環境保全審議会への付議を要する。